

平成30年11月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成30年11月29日（木）午後2時00分～午後2時30分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	仲野 務	山元 直美	勝山 健一	南 栄子

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	山下 教育総務部長	山本 生涯学習部長	古村 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	辻野 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長
房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	正木 生涯学習課長	尾谷 中央図書館長	井尻 金剛図書館長	大前 学校給食課 課長代理
				(書記)谷塚 教育総務課長代理

平成 30 年度 11 月定例教育委員会会議録

平成 30 年 11 月 29 日(木)

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 2 時 30 分

山本教育総務課長

平成 30 年度 11 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、12 月 26 日（水）午後 2 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

それでは、平成 30 年度 11 月定例教育委員会会議を開会いたします。

まずは、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は、南委員よろしく願います。

南 委 員

はい、よろしく願います。

芝本教育長

続いて、日程第 2、会議録の承認について、先月 10 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。続きまして、日程第 3、教育長報告に移ります。今月は 2 件の報告がございます。それでは、報告第 19 号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事についてですが、今月は新たに承認申請のあった行事はございませんので、説明はございませんが、これまで承認したことのある行事について、何かご意見、ご質問はございませんか。

勝 山 委 員

③のアジア水墨画展について、大阪、京都、東京の美術館で行われますが、これは順次開催していくのですか。

正木生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

勝 山 委 員

かなり大きな範囲ですが、大阪府下すべての教育委員会や京都、近畿全域で後援申請されているということでしょうか。

正木生涯学習課長

はい、そのように聞いております。

芝本教育長

①の実践倫理女性の集いについて、今年の講演内容について教えてください。

山本教育総務課長

毎年同様となりますが、会員によります実体験の講演、演談となっております。

勝 山 委 員

具体的には、どのような内容なのでしょうか。

山本教育総務課長

今年度の詳細はまだ決定しておりませんので、昨年度の内容を申しますと、「女性という美しい生き方を目指して」というテーマで、6 名の方がそれぞれ体験発表されております。

山 元 委 員

倫理の本に載っているものと同じですね。

山本教育総務課長

はい、そのとおりでございます。

芝本教育長

南河内地域の他の教育委員会も後援しているのですか。

山本教育総務課長

はい、そのとおりでございます。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 19 号につ

きましては、これで終わります。続きまして、報告第 20 号、富田林市教育委員会顕彰、感謝状について、教育総務課より報告をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、報告第 20 号、富田林市教育委員会顕彰、感謝状について、ご報告申し上げます。報告第 20 号の功績調書をお願いいたします。この度、彼方小学校区において、こどもの安全見守り活動を 10 年以上続けておられる方 1 名に対し、その功績をたたえ、富田林市教育委員会顕彰規則に基づき、感謝状を贈るものでございます。以上、ご報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、報告第 20 号につきまして、何かご質問等はありませんか。

仲野委員

1 名とのことですが、彼方小学校区では初めてですか。

山本教育総務課長

彼方小学校区では初めて感謝状をお贈りします。小学校にも確認させていただきましたが、1 名の方のみと報告を受けております。

仲野委員

見守り隊の方はたくさんいらっしゃると思いますが、10 年以上続けておられる方は、この方だけということですね。

山本教育総務課長

はい、そのとおりでございます。もう少し年数が経ちますと、たくさんの方が挙がってくるのではないかと思います。

芝本教育長

感謝状については、各学校から対象となる方に確認いたしますが、辞退する方もおられます。

芝本教育長

他に、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、報告第 20 号につきましては、これで終わります。続きまして、日程第 4、富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は 5 件の案件がございます。それでは、議案第 3 号、富田林市立市民総合体育館他 21 施設および富田林市立総合スポーツ公園の指定管理者の指定について、議案第 4 号、すばるホールの指定管理者の指定について、議案第 5 号、富田林市市民会館の指定管理者の指定について、この 3 議案につきましては、生涯学習関連施設の指定管理者の指定でありますので、生涯学習課より一括して説明していただき、その後、ご質問をお願いいたします。

正木生涯学習課長

それでは、議案第 3 号から第 5 号につきまして、ご説明を申し上げます。指定管理期間が平成 30 年度に終了する 3 施設につきまして、平成 31 年度以降の指定管理者の候補者を決定するため、富田林市指定管理者選定委員会にて審査を行いました。議案第 3 号について、公の施設の名称は、富田林市立市民総合体育館他 21 施設および富田林市立総合スポーツ公園、指定する団体は議案書に記載のとおりでございます。指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。次に、議案第 4 号、公の施設の名称は、すばるホール、指定する団体は議案書に記載のとおりでございます。指定の期間は同じく平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。次に、議案第 5 号、公の施設の名称は、富田林市市民会館、指定する団体は議案書に記載のとおりでございます。指定の期間はこちらも同じく平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。以上、よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 3 号から第 5 号につきまして、何かご質問等はありませんか。

仲野委員 この各議案中の指定する団体に挙がっている団体は、富田林市指定管理者選定委員会で選定されるのですか。

正木生涯学習課長 各施設を指定管理する団体としまして、市の広報等を通じまして一般公募させていただきました。議案第3号につきましては、2団体から応募をいただきました。その後、富田林市指定管理者選定委員会において審査いただきまして、候補者として選ばれた団体が、指定する団体となっております。

仲野委員 富田林市指定管理者選定委員会のメンバーの構成を教えてください。

正木生涯学習課長 副市長、教育長をはじめとする内部委員が6名、学識経験者による外部委員が6名、合計12名による構成となっております。

仲野委員 公平性が保たれる構成となっておりますね。

正木生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

芝本教育長 選定内容としましては、プレゼンテーションなどをいただき、評価点をつけ、合格点に達しているかなど、厳しく評価されております。

私からお聞きしますが、議案第3号について、今回、21施設を一体として指定管理者を指定することになった経緯を教えてください。

正木生涯学習課長 これまでは、議案書に記載している富田林市立総合体育館から富田林市立青少年教育キャンプ場までと、次ページの富田林市立総合スポーツ公園の二つに分けて、指定管理者を指定しておりました。今回、この二つを一緒に管理していただいたほうが、経費面や管理運営上におきまして、効率的かつ効果的ではないかという観点から、一括で指定管理していただくこととなりました。

芝本教育長 議案第4号のすばるホールの指定管理者の指定ですけれども、以前の話になりますが、不適切な会計処理があったわけですが、それ以後は大丈夫でしょうか。

正木生涯学習課長 3ヶ月に一度、生涯学習課におきまして、すばるホールの指定管理者に対しまして、適切な経理が行われているかを確認するため、検査を実施しております。

芝本教育長 会計処理が適切に行われているということですね。

正木生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

芝本教育長 すばるホールについては、今回、初めて公募による指定管理者の選定を行いました。問い合わせはありましたか。

正木生涯学習課長 問い合わせはたくさんございました。また、現場説明会を開催しましたところ、数社参加いただきましたが、実際の応募に至りましたのは、議案書に記載している団体のみとなっております。

芝本教育長 他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第3号から第5号につきましては、提案どおり議決させていただきます。それぞれの施設が目的に応じて、広く市民に愛され、活用されるよう指定管理者の指導も含めまして、よろしく願いいたします。続きまして、議案第6号、富田林市立じないまち交流館の指定管理者の指定期間の変更について、文化財課より説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理 議案第6号、富田林市立じないまち交流館の指定管理者の指定期間の変更につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。提案の理由につきましては、富田林市立じないまち交流館を含む寺内町関連施設について、平成32年度から複数管理等による施設管理運営の効率化や文化財施設の有効活用などを進めることで、こ

れまで以上に富田林寺内町を啓発し、交流人口の増加を図りたいと考えることから、新しく施設管理運営をスタートするための準備・研究期間として、指定管理期間が平成30年度で終了する富田林市立じないまち交流館の指定管理者の指定の期間を1年間延長するため、富田林市指定管理者選定委員会を開催しております。その指定管理期間の延長が決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、内容でございますが、1に、公の施設の名称は、富田林市立じないまち交流館でございます。2に、指定管理者の住所、団体名は議案書に記載のとおりでございます。3に、指定の期間につきましては、現行の期間を1年間延長し、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で平成26年4月1日から平成32年3月31日までの6年間に変更するものでございます。

次に、これまでの指定管理者の指定期間の延長についての経過につきまして、ご報告申し上げます。まず、本施設の指定管理期間を1年間延長とする上で、本市におきまして、管理運営を行うための指定要件書を作成し、これに基づいて、現在の管理運営受託者から平成31年度の事業計画書の提出を受けたところでございます。審査経過につきましては、指定管理者選定委員会において、5月29日、8月27日の両日において、平成29年度の業務評価及び提案内容について、慎重にご議論、ご審査いただきまして、11月7日に審査結果が市長に報告されたところでございます。これにより、最終的に現在の管理運営受託者のもと、指定期間を1年延長することを決定いたしましたので、今回ご提案申し上げるものでございます。以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第6号につきまして、何かご質問等はございませんか。それでは私から、今回、1年間延長しなければならない理由をもう一度説明してください。

房田生涯学習部次長代理

現在、寺内町の中に文化財課が所管しております旧杉山家住宅、市立じないまちセンター、展望広場、じないまち交流館の4施設がございます。そのうち、じないまち交流館については、指定管理者による管理を行っておりますが、その他の市直営の3施設について、指定管理者による管理を行うことで、より効果的、効率的な運営ができるのではないかと検討、研究をするにあたりまして、この度、指定期間を1年間延長させていただくこととしております。

芝本教育長

旧田中家住宅についてはどうでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

旧田中家住宅につきましても、4施設と併せて指定管理による管理を実施できるのかについて、サウンディング調査を実施し、検討しておりましたが、今回は見送る方向で進んでおります。

芝本教育長

サウンディング調査とは、どのようなものか説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

サウンディング調査とは、施設の活用について、民間などから広くご提案をいただく制度でございます。従来、市で施設を活用することになりますと、調査研究として業者委託を行い、当該業者が活用について考えていくのですが、サウンディング調査では、さらに幅広く意見をいただき、検討していくための制度となります。

芝本教育長

実際に、サウンディング調査を行った結果についてはどうでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

サウンディング調査を行った中では、3社から提案がございました。一つは、工務店からの提案で店舗として貸出し、工務店として寺内町の木造住宅の相談やイベント等を実施しながら、地元に着目していくという提案や、東大阪市の旧河澄家で行われているように、施設を中心としたイベントを実施し、集客をしていくという提案、また、寺内町にある大型町家と連携し、宿泊施設として利用するなど、一体的に活用する提案がございました。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第6号につきましては、提案どおり議決させていただきます。寺内町は富田林市の誇るべきエリアでもありますので、これらの施設が市民だけでなく、寺内町を訪れる皆様にとって思い出に残るような指定管理者への指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。最後に、議案第7号、平成30年度富田林市一般会計補正予算案について、文化財課より説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

議案第7号、平成30年度富田林市一般会計12月補正予算案につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、1、台風21号被害による伝統的建造物群保存修理事業費補助金ですが、富田林寺内町にあります伝統的建造物の建物被害があるうち、所有者が修理の意思のある建物について、富田林市伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金交付要綱に基づき補助を行なうものでございます。台風被害部分修理が15物件、台風被害も含み全体修理が、13物件あり、補助金合計が、46,296千円の見込みとなっております。そのため、現在6,000千円の未執行予算があり、今回補正額40,296千円を行なうものです。それに伴い、国庫補助金が23,672千円、歳入見込みとして、補正を行なうものです。

次に、2、富田林寺内町大型町家等利活用検討調査事業ですが、平成30年7月に富田林寺内町に隣接しています登録有形文化財旧田中家住宅の有効活用を検討するためのサウンディング調査を実施し、いただいた提案に対して内部で検討を行ってまいりましたが、その中に富田林寺内町での大型町家を利用した活性化も視野に入れた提案がありました。その提案は、大阪府指定文化財の仲村家住宅をモデルとしていますが、富田林寺内町の将来展望を探るため、内容の調査や旧田中家も含めた、文化財の有効活用、地域活性化の実現可能性を検討していきたいと考えています。その結果によっては、国の地方創生交付金の申請も視野に入れた事業も展開できるのではないかと考えており、そのためには平成31年5月の申請が必要なため、今回、補正予算として5,703千円を計上して検討調査業務を行なうものです。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第7号につきまして、何かご質問等はございませんか。それでは、まず1について、具体的にはどのような被害があったのですか。

房田生涯学習部次長代理

被害の多くは瓦の飛散や瓦のずれ、また、壁の漆喰が剥がれ落ちるなどの被害がございました。

芝本教育長

やはり古民家の修理については費用が高くなるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

補助対象経費が上限6,000千円ですが、被害が大きい古民家については、その上限に達しているところもございます。

芝本教育長
房田生涯学習部次長代理
芝本教育長

個人の持ち出しも含めると、さらに費用が掛かっているということですか。
はい、そのとおりでございます。

2について、篠山では古民家を宿泊施設として活用していることを聞いておりますが、今後、どれだけの費用が必要になるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

必要な経費については、現段階では算出できない状況ですが、国の地方創生交付金については、最高 60,000 千円まで申請が可能となっております。そのうち、半分が国からの直接補助として、残り半分は特別地方交付税となっております。

芝本教育長

今までの話を聞いておりますと、宿泊施設として利用できるのではないかとということですね。

房田生涯学習部次長代理

そのような可能性もありますことから、今回調査させていただき、地方創生交付金の申請について、判断していく予定としております。

芝本教育長

他に、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第7号につきましては、提案どおり議決させていただきます。古民家を宿泊施設として活用が進めば、寺内町のポテンシャルをさらに上げることができますので、是非とも、この活用に結び付くことを期待しておきたいと思っております。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただきまして、ありがとうございました。これで、平成30年度11月の定例教育委員会会議を終了いたします。